

佐賀労働局発表
令和7年 10 月 23 日(木)

【照会先】
佐賀労働局総務部労働保険徴収室
室 長 山下 晶澄
室 長 補 佐 津山 昭彦
TEL 32-7168 FAX 32-7151
<https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/>

労働保険 はたらく安心、つなぐ安心。

= 労働保険に入っていれば...、会社も安心。働く人も安心。働く人の家族も安心。 =

～ 11 月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です～

佐賀労働局（城 寿克 局長）は、佐賀県等自治体、県内年金事務所、その他関係機関に労働保険の未手続となっている事業場に対して加入促進の協力を要請しました。

特に毎年 11 月を一掃強化期間として取り組んでまいります。

「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称です。労働保険は、正社員、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇用していれば、事業主は労働保険の成立手続きを行う義務があります。

なお、労働保険の加入手続きを行っていない場合は、以下のとおりペナルティを課せられる場合があります。

成立手続きを怠っていると？

1 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

佐賀労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）から指導を受けたにもかかわらず成立手続きを行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続きを行い、過去に遡って労働保険料額を徴収し、併せて追徴金も徴収します。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金や特定求職者雇用開発助成金などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない場合があります。



まだ、労働保険の成立手続きをしていない事業主の方は、お近くの労働基準監督署、ハローワーク又は労働保険徴収室にご相談ください。

中小事業主や労働者以外の役員の方などが労災保険に加入することができる制度や、労働者を使用しないで事業を行う一人親方などの個人事業主やそのご家族の方が労災保険に加入できる制度もあります。

詳細は、佐賀労働局または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。
https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/roudoukyoku/busho_ichiran.html

別添資料 厚生労働省リーフレット「労働保険 はたらく安心、つなぐ安心。」

労働保険に入っていれば…

POINT 1

会社も安心。

POINT 2

働く人も安心。

POINT 3

働く人の

家族も安心。

労働保険

はたらく安心、つなぐ安心。

労災保険

雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たします。
事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！**口座振替納付**も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/>

労働保険 特設サイト

または二次元コードから▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・（一社）全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会



事業主の皆さまへ

労働保険の成立手続きについて

「労働保険」とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称です。
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の**成立手続義務**の有無などをご確認の上、まずは、
所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

新規開発事業者など、手続経験のない方もお気軽にご相談ください。

労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、
成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から除かれます。
※強制適用事業場以外の事業でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。



▶ 労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

▶ 短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると？

1 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料等の金額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金が納付されない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行なった場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の未納がある場合、受給できない可能性があります。

電子申請での手続、口座振替納付が便利

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

詳しくはこちら

労働保険 電子申請



労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくはこちら

労働保険 口座振替納付

